

宇佐フィルムコミッション公式 YouTube チャンネル運用基準

第1 趣旨

この運用基準は、宇佐フィルムコミッション（以下「宇佐F C」という。）が YouTube を使って映像制作者等へロケーション案内等を行うツールとして運用することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号定めるところによる。

- (1) YouTube 米国の企業が開発・運営するオンライン動画共有プラットフォーム。インターネット上にさまざまな動画を投稿し、利用者は無料又は有料でその動画を閲覧することができる。利用者は、投稿されている動画を知人や友人に共有することができる。
- (2) 公式 YouTube チャンネル 宇佐F Cが設置・運用する YouTube 内のチャンネルをいう。
- (3) コメント 宇佐F Cの動画投稿に対して利用者が、意見、アドバイスをを行うことをいう。
- (4) 評価 宇佐F Cの動画投稿に対して利用者が肯定的や否定的なフィードバックを与える際に利用する機能をいう。
- (5) 共有 宇佐F Cの動画投稿に対して、その内容を利用者の知人や友人に共有する機能のことをいう。

第3 運営主体

公式 YouTube チャンネルの運営主体等を次の各号のとおり定める。

- (1) 公式 YouTube チャンネルの運営主体は、宇佐F Cとし、アカウントの管理及び動画の投稿等を行う運用管理者は、宇佐F Cの事務局である宇佐市経済部観光・ブランド課の職員とする。
- (2) 公式 YouTube チャンネル名は、宇佐 FilmCommission とする。
- (3) 公式 YouTube チャンネルの URL は、次のとおりとする。

<https://www.youtube.com/channel/UCbr25eUDM50S1koemn5BJ5A>

第4 アカウント運用者の明示

宇佐F Cは、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式 YouTube チャンネル名及び URL を、宇佐F Cのホームページ上に明示する。

第5 アカウントの運営主体、発信内容等の明示

宇佐F Cは、この基準で定めるアカウントの運営主体、発信する内容及び発信方法について、公式 YouTube チャンネルの概要欄に明示する。

第6 動画投稿内容

ロケーション案内等

第7 運用方法

- (1) 利用者はコメント、評価、共有などを自由に利用することができる。

ただし、「第9 禁止事項」に該当する場合はこの限りでない。

- (2) 運用管理者は、特に必要と判断した場合を除き、原則、コメントへの返信を行わない。

第8 対応時間

原則として、平日の開庁時間内（午前8時30分から午後5時まで）とする。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合がある。

第9 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合予告なく削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (12) その他、宇佐FCが不適切として判断したもの

第10 著作権

公式 YouTube チャンネル内の知的財産権は、宇佐フィルムコミッション又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、及び YouTube 上での「共有」機能の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

第11 ホームページとのリンク

公式 YouTube チャンネルに記載するリンクのリンク先は、原則として宇佐フィルムコミッション及び宇佐市のホームページのみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に宇佐FCが必要と認めるものは、この限りでない。

第12 運用の停止

宇佐FCは、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式 YouTube チャンネルの運用を停止することができる。

第13 免責事項

宇佐FCは、第三者が公式 YouTube チャンネルの情報を用いて行う一切の行為について、一切責任を負わない。

第14 その他

この運用基準のほか、公式 YouTube チャンネルの運用に関し、必要な事項は、宇佐フィルムコミッション会長が別に定める。

附則

この運用基準は、令和4年1月5日から施行する。